

宿泊約款

Rev.04

【本約款の適用】

第1条

1. 尾道やすらぎの宿 しーそー（以下、当館という）の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

1. 当館に宿泊申し込みをしようとする方は、旅行業法に基づき次の事項を当館へ申し出て頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
 - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当館が必要と認めた事項(大人・小人・幼児)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で 新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。小中学生の利用は20歳以上の同行する責任者(家族 以外の場合)が居て、保護者同意書の提出があった場合、宿泊の対応を致します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を 証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の予約金は、第6条に定める場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【宿泊契約締結の拒否】

第4条

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がないとき。
2. 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。

3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
8. 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

【宿泊客の契約解除権】

第5条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。
 - (1) 一般客
 - イ) ご宿泊の8日以前に解除した場合、無料
 - ロ) ご宿泊1週間前～2日前まで：30%
 - ハ) ご宿泊前日：50%
 - ニ) ご宿泊当日：100% (無連絡不泊を含みます。)
 - (2) 団体客(10名以上)
 - イ) ご宿泊の15日以前に解除した場合、無料
 - ロ) ご宿泊の2週間前11日前に解除した場合、宿泊料金の30%
 - ハ) ご宿泊の10日前から6日前に解除した場合、宿泊料金の50%
 - ニ) ご宿泊の5日前に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%
- ※ 但し航空機・JR新幹線・JR在来線・有料道路・在来国道などすべての移動手段がご宿泊日以前2日以上にわたって寸断されるような事象が発生した場合等は当館の判断にて1項の違約金は頂きません。
3. 当館は宿泊者が宿泊日当日の午後11時(あらかじめ到着時刻が明示されている

場合は、その時刻を2時間経過時刻)になっても到着しないとき、その宿泊予約は解除されたものとみなして処理することがあります。

【当館の契約解除権】

第6条

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客がほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。あるいはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する自由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
 - (8) 当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
2. 当館は前項の規定に基づいて宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

【宿泊の登録】

第7条

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事柄を登録して頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
 - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当館が必要と認めた事項(大人・小人・幼児)

【客室の利用時間】

第8条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は16:00から翌10:00時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使

用することができます。

2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、フロントスペース等の客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。

【料金の支払い】

第9条

1. 料金の支払いは現金・クレジットカード・QRコード決済により、宿泊客の到着の際またはご出発の際、場合によっては当館が請求した時にフロントで行って頂きます。
2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊者は当館の利用規則に従って頂きます。

【当館の責任】

第11条

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館フロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。
2. 宿泊客が当館の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。
3. 当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

【駐車場の責任】

第12条

当館の専用駐車場は3台のみです。事前にご予約のうえご来館下さい。

なお当館専用駐車場、近隣駐車場問わず場内においてトラブルが生じても当館は責任を負いません。

【宿泊客の責任】

第13条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。
2. ロビーまたは共有スペース内に荷物または携帯品を置く場合、お客様ご自身で管理していただくようお願い致します。
荷物または携帯品に滅失、毀損等の損害を生じても当館は責任を負いません。

【フロント寄託物の取り扱い】

第14条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、当館が保管中に滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが次項に定める不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。
2. 次の各事項の場合は、寄託物の滅失、毀損等の損害を生じても当館は責任を負いません。
 - (1) 次項(寄託できないもの)に掲げる品への滅失、又は毀損の損害
 - (2) 天災事変等の不可抗力による場合
 - (3) 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
 - (4) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
 - (5) その他、当方の責めに帰さない場合
3. 次の各号に掲げる物品はフロントではお預かりできません。(寄託できないもの)
 - (1) お客様自身で封かんされていない金銭・貴重品(証券、貴金属類、重要書類、設計図面等及び寄託者において貴重品と判断されるもの)
 - (2) 死体
 - (3) 動物
 - (4) 揮発性又は爆発物等の危険品
 - (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供えされる恐れのあるもの
 - (6) 臭気を発するもの。腐敗変質しやすいもの
 - (7) 不潔なもの及び保管場所を汚損・毀損する恐れのあるもの
 - (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの
 - (9) その他、保管に適さないと認められるもの

【金銭その他貴重品】

第 15 条

当館内には貴重品ロッカーはございませんので貴重品はおお客様の自己責任にて管理して頂きます。

なおご自身で封かんされた小規模の貴重品はフロントにてお預かりする場合があります。

但し滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

【コンピューター通信の使用】

第 16 条

1. 当館内でのコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。
2. コンピューター通信の利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

【本約款の変更】

第 17 条

この約款に定めのない次項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

利用規則

尾道やすらぎの宿 しーそー（以下、当館という）では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

この規則をお守り頂けない場合は、当館内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

1. 適用範囲

1. 当館の全施設（宿泊施設、ロビー、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

2. 火災予防および保安に関すること

1. 当館内は原則全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定の喫煙所をご利用下さい。
2. バックヤード、非常階段、機械室などお客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

3. お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

1. お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法）に基づいてお取り扱いさせていただきます。

4. 当館内諸施設に関すること

1. インターネット利用について
 - ・ 当館のインターネットは自由にご利用頂けますが、公序良俗に反する閲覧、利用はお断りさせていただきます。
 - ・ 無線 LAN については、サービス提供の一部として実施しており、インターネット環境を 100%保障するものではありません。
 - ・ お客様の機器設定や回線の混雑状況により通信速度低下や、繋がらない場合もございますので、予めご了承下さい。
 - ・ お客様のパソコン又は、通信端末環境の各種設定に関して、当館では一切のサポートは致しかねます。
 - ・ 接続する通信端末機器のセキュリティに関してはお客様の責任において保護・管理して頂きますようお願い申し上げます。
2. 当館のランドリーは有料ですので利用料をお支払いの上ご利用下さい。

3. 施設設備の利用可能時間について

フロント	7:00 ~ 10:00 16:00 ~ 21:00	※フロント稼働時間以外でのチェックインは事前にご連絡下さい。
共同浴室	17:00~22:00	
娯楽室	20:00 ~ 23:00	夕食後の食堂を娯楽室として解放致します。PC ダーツ、TV・DVD 観賞、ギターなど準備しています。
卓球台	16:00~21:00	

4. 宿泊客が当館の館内設備を利用できる時間は、チェックイン日の 16:00 からチェックアウト日の 10:00 までとします。
チェックイン前、チェックアウト後の館内設備利用については別料金を請求致します。

5. 行動に関すること

1. 当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。
2. 当館内の入退出は当館とご契約頂いたお客様のみ可能となります。
3. 当館内は原則全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定の喫煙所をご利用下さい。
4. 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。
5. 当館内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。
6. 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
7. 当館は他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう門限を設けております。
23:00~翌 06:00 は正面玄関を施錠し入退館が一切できません。節度を持った行動を心掛けて下さい。

6. 責任に関すること

1. 当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

7. レンタルに関すること

1. 当館では自転車のレンタルを行っておりますが、お客様の故意又は過失により事故が発生した場合は当館では責任を負いません。
2. 当館では自転車のレンタルを行っておりますが、破損や盗難された場合はお客様にて弁償頂きます。

8. ペットのお引受けに関すること

1. 当館ではペット同伴での宿泊をお引受けしておりますが以下の規定を順守いただきます。
 - イ) ペットはどのお部屋においてもリードからの解放厳禁とし常にケージの中でお過ごしいただくこと。
 - ロ) お部屋にそのケージを持ち込まれる際は洋室(2室)でのご宿泊をいただくこと。
 - ハ) 和室にお泊りの方はケージは多目的室などの別室でのお預かりとなること。

9. その他の禁止事項

1. 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
2. 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
3. 著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。
4. 客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
5. 当館内施設に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。
 - イ) 許可なく犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬、及びご自身でケージをご用意されたお客様は除く）
 - ロ) 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発生する物、その他法令で所持を禁じられている物等
6. 当館内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
7. 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
8. 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。
9. その他当館が不相当と判断する行為。

10. 情報に関すること

1. 当館の屋号、尾道やすらぎの宿しーそーは当館以外の第三者が使用することを禁じます。
2. 当館は旅行業法に定義される旅館となり、旅館業営業許可にて運営を行っております。
3. 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報は個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。

- イ) お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
- ロ) 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
- 4. 当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。
- 5. 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。
- 6. 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

1 1. 当館スタッフの館内巡回に関する事

- 1. フロア内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。

本規則は、平成 29 年 12 月 20 日より施行します。

以上